

〔参考〕戸籍謄本、住民票の写しなどの郵便請求の方法（第三者請求用）

① 郵便請求書



他市町村の様式や、自社で作成した様式でもご請求いただけます。自社で作成する場合は、目的外には使用しない旨の誓約文を入れてください。

法人印、又は代表者等の印が必要です。

平日の日中に連絡がとれる電話番号を必ず記入してください。

② 疎明資料



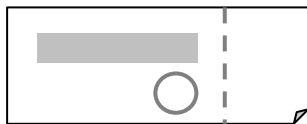
請求対象者との契約書等の写しを添付してください。相続の場合は、債務者等が死亡していることが分かる戸籍の写し、債務者等の相続人であることが分かる戸籍の写しが必要です。会社間で債権等の譲渡、委託がある場合は、そのことが分かる書類（譲渡契約書の写し等）も必要です。

③ 権限確認書類



- ・法人の代表事項証明書等の写し
- ・申請する人又は申請の任に当たる方の身分証明書の写し（運転免許証、マイナンバーカード等官公署発行のもの）
- ・申請の任に当たる方の社員証又は代表者からの委任状（名刺不可）
- ・送付先が支店等の場合は、履歴全部事項証明書や支店等の所在地が記載されたパンフレットの写し等が必要です。

④ 未記入の定額小為替



証明書の交付手数料として定額小為替（郵便局で取扱い）を同封してください。

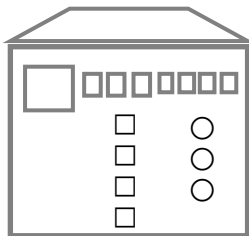
定額小為替の証書部分と払渡票部分は切り取らずに、何も記入せずにお送りください。

現金で送る場合は現金書留をご利用ください。

手数料が明確なときは、おつりが出ないようにご準備ください。

※手数料は、切手での取り扱いはできません。

⑤ 切手を貼った返信用封筒



送付先を記入し、切手を貼ったものをご用意ください。

請求枚数が多いときは、大きめの封筒をご用意ください。

郵便料金が不足する場合は「郵便料金受取人払い」にて対応させていただきます。ご了承ください。

※お急ぎの方は、速達料金分の切手も貼ってください。

①②③④⑤を同封のうえご請求ください。



指宿市役所 市民課 〒891-0497 鹿児島県指宿市十町2424番地
TEL：0993-22-2111（内線213,214,216） FAX0993-23-2105
Email :shimin@city.ibusuki.jp URL :http://www.city.ibusuki.lg.jp/

山川支所市民福祉課 〒891-0504 指宿市山川新生町84番地
TEL0993-34-1118

開聞支所市民福祉課 〒891-0692 指宿市開聞十町2867番地
TEL0993-32-3111(内線127)